

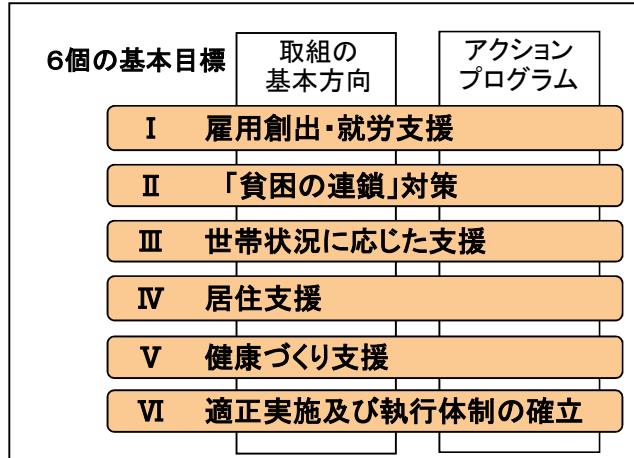
川崎市生活保護・自立支援対策方針の取組結果と今後の推進について

1 対策方針策定の趣旨等

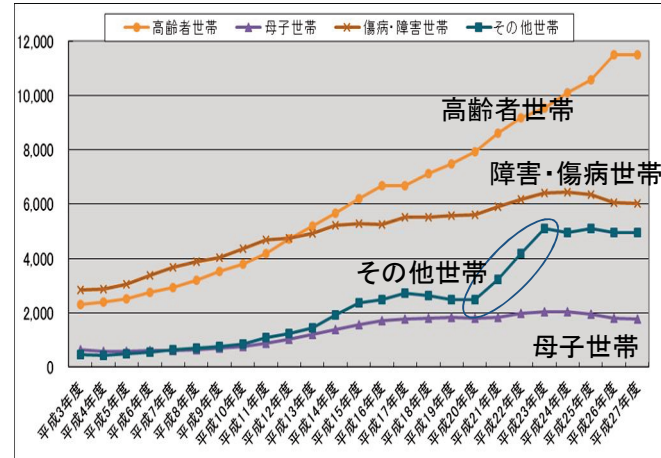
対策方針策定の趣旨

平成20年のリーマンショック以降、社会経済環境の変化に伴い、生活保護受給者が急増する中、生活困窮者に対する最後のセーフティネットとしての生活保護制度について、地域との連携を図り、個人が持つ能力を最大限活用できるよう支援するとともに、地域社会の理解が得られるよう、適切な生活保護行政を実施することで、持続可能な制度としていくことを目指し、平成25年度から平成28年度を対象期間として策定された。なお、対象者は生活保護受給世帯だけでなく、生活困窮者も含む。

川崎市生活保護・自立支援対策方針の6個の基本目標



被保護世帯の世帯類型別世帯数の年次推移(川崎市)



2 4年間の主な成果について

I 雇用創出・就労支援 ～各種就労支援事業～

生活保護受給者の能力・意欲等を見極めるための就労アセスメント会議等の実施とその結果に即した支援方針の策定により、以下の各種就労支援事業を実施し、能力・意欲に応じた切れ目のない支援を実施した。

①生活保護受給者自立支援相談員事業

各福祉事務所に2～3名の非常勤嘱託員を配置し、各種就労支援プログラムへの移行など、生活保護受給者の個々に寄り添った就労支援を実施

②福祉から就労・自立サポート事業

神奈川県労働局との協定に基づき、ハローワークの職員・端末を区役所(田島・幸・宮前・多摩)に配置し、福祉事務所との一体的な就労支援を実施

③生活保護受給者就労支援事業(総合就職サポート事業)

各福祉事務所にキャリアカウンセラーを配置し、きめ細かい就労支援を行うとともに、生活保護受給者に対応した求人開拓、就労意欲の低い者を対象としたJOBトレーニング、合同企業面接会等を実施

④生活保護受給者若者就労自立支援事業(ブリュッケ)

生活保護受給世帯の15～29歳の若者で、社会的ひきこもり状態にある若者や就労に困難を抱えている若者を対象に、居場所支援、就労支援等を実施

⑤生活保護受給者就労支援事業(介護資格取得支援)

人出が不足している介護職場での就職を目指し、3か月の研修により介護資格(介護職員初任者研修)の取得を支援するとともに、きめ細かい就労支援を実施

⑥生活保護受給者就労準備支援事業

就労意欲がかなり低い者、基本的な生活習慣に課題を有する者など、直ちに就労支援事業の活用が困難な者に対して、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を図る

⑦生活保護受給者雇用創出事業

「就労困難者の雇用に関する包括連携協定」に基づき、2週間の就労事前研修を経て正式雇用につなげる

II 「貧困の連鎖」対策 ～学習支援・居場所づくり事業～

信頼できる親以外の身近な大人との関係を作り、安定した学習環境の提供と未来の選択肢を広げ、貧困の連鎖を防止することを目的に、中学1～3年生を対象に学習支援・居場所づくり事業を実施し、生活保護受給世帯の子どもたちの高校進学を支援した。※利便性の向上等を目的にH28年度は9箇所拡充

III 世帯状況に応じた支援 ～生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)事業～

生活保護に至る前の段階で、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却し社会的経済的に自立することを目的に、課題の整理や個々の状況に応じた就労支援等、相談者に寄り添った支援を実施。なお、市内中北部在住の市民の利便性の向上等を目的に、週1回、高津区役所及び麻生区役所で出張相談を開催している。

【参考：平成27年度の主な支援実績】～平成27年度新規相談者(1,494人)と平成26年度からの継続相談者(471人)の合計1,965人の支援実績～

- | | |
|----------|--|
| ①就労支援 | 就労支援対象者913人の内、就職者は599人 |
| ②精神保健支援 | メンタル面や健康管理の支援等を194人に実施 |
| ③居住・家計支援 | 低家賃住居への転居や家計管理の支援を161人に実施。家賃相当分を支給する住居確保給付金を88人に支給 |
| ④その他 | 法律相談、年金確認、他機関への引継や情報提供等を781人に実施 |

IV 居住支援

①居住の安定確保支援事業 一時的な利用が前提である第二種社会福祉事業宿泊所及び簡易宿所に長期に入居している生活保護受給者に対し、居住確保支援員(非常勤)が民間賃貸住宅等への転居を支援

②居住安定化支援事業 簡易宿所火災事故を踏まえ、本来的には一時的な利用が前提である簡易宿所に長期生活している生活保護受給者に対して、民間賃貸住宅等への転居の支援や地域生活定着支援を実施
⇒①・②の取組により、簡易宿所入所者数は1,349人(H27.5月)から668人(H29.3月)に減少

V 健康づくり支援

保健師・看護師と地区担当員が連携し、健康面に不安を抱えている生活保護受給世帯を訪問し、健康面での相談を受け付ける健康相談や糖尿病教室の開催等の取組により、早い段階で医療機関の受診に結び付け、生活習慣病の発症・重症化を予防する。H27年度までは福祉事務所に保健師を配置し実施していたが、H28年度からは地域みまもり支援センターに配置し、連携して実施。

VI 適正実施及び執行体制の確立

①不正受給対策等 不正受給防止マニュアルを作成し、周知・研修を実施。不正受給事案の告訴への手続き等を定めたガイドラインを作成するなど、告訴に向けた体制を整備

②医療扶助の適正化 頻回受診の疑いのある被保護者に対する支援や後発医薬品の使用率向上に向けた取組等を実施。後発医薬品使用率は32.8%(H24.6月)から76.4%(H28.12月)に向上。

③執行体制の確立 組織力の強化と生活保護の適正執行を目的に年金専門員、滞納債権対策非常勤等を配置

3 平成29年度以降の取組について

リーマン・ショックに伴った世界同時不況による生活保護受給者の増加等、社会経済環境の変化に対応するため、平成25年度から平成28年度にわたって対策方針に基づきアクションプログラムを実施してきた。今後、各事業については、地域包括ケアシステム推進ビジョンや地域福祉計画はもとより、関連計画との連携を深めながら、市で取り組むべき重点事項等を示した「川崎市生活保護実施方針」に基づき、引き続き実施していく。

川崎市生活保護・自立支援対策方針の取組結果(詳細)

取組の基本方向		アクションプログラム	事業内容	4年間の主な取組と成果	29年度の方向性	関連計画等
1	求職者の能力・意欲・条件等の見極め(スクリーニング)	(1) 福祉事務所における就労アセスメント会議等による見極め(スクリーニング)の実施	各福祉事務所での就労アセスメント会議等による稼働年齢層のスクリーニングを実施し、対象者の能力・条件等に応じた方針を策定	・就労アセスメント会議等の実施により、就労支援事業対象者の選定を実施	継続実施	・人権施策推進基本計画 ・男女平等推進行動計画
2	就労意欲の喚起	(1) 「意欲喚起事業」の実施	長期失業状態の者など、就労意欲が乏しい者を対象に、就業訓練カリキュラムを委託事業にて実施	・総合就職サポート事業において、低意欲者向けのトレーニングを実施 ・支援者数121人(H25)・78人(H26)・79人(H27)・72人(H28)	継続実施	・子ども・若者ビジョン ・自殺対策総合計画 ・ノーマライゼーションプラン
3	求職と求人とのマッチング	(1) 自立生活支援相談事業の強化	各福祉事務所に配置する自立生活支援相談員を増員し、よりきめ細かい支援を実施	・生活保護受給者自立支援相談員事業(各福祉事務所に自立生活支援相談員を22人配置し、各種就労支援プログラムへの移行など、生活保護受給者の個々に寄り添った就労支援を実施) ・就職者数617人(H25)・713人(H26)・654人(H27)・598人(H28)	継続実施	
		(2) ハローワークによる一般就労の促進	スクリーニングの実施による対象者選定の精緻化と、ハローワークとの連携強化	・スクリーニングの実施やハローワークとの連携により、ハローワークによる一般就労を促進	継続実施	
		(3) ハローワークと福祉事務所機能の一体化	ハローワークの端末・職員を区役所に配置し、福祉事務所との一体的な支援を実施	・福祉から就労・自立サポート事業(市内4か所(田島地区・幸区・宮前区・多摩区)にハローワーク端末と職員を配置)	継続実施	
		(4) 「生活保護受給者等就労促進事業」の活用	スクリーニングの実施による対象者選定の精緻化と、ハローワークとの連携強化	・かながわ労働局・ハローワークと連携し、生活保護受給者等就労促進事業を実施	継続実施	
		(5) 「求人開拓事業」の実施	求職者の能力・条件等に沿った求人の開拓及び労働市場のニーズを考慮した求職と求人とのマッチング	・総合就職サポート事業において、求職者の能力・条件等に沿ったきめ細かい求人開拓及びマッチングを実施 ・求人開拓数1,224件(H25)・1,783件(H26)・1,937件(H27)・1,916件(H28)	継続実施	
		(6) 資格等取得支援の実施	本市で実施する「介護職員初任者研修受講・就労促進事業」、ハローワークの職業訓練の活用	・生活保護就労支援事業(介護資格取得支援)として実施 ・資格取得者数21人(H25)・29人(H26)・18人(H27)・30人(H28) ・就労開始者数19人(H25)・26人(H26)・18人(H27)・24人(H28)	継続実施	
4	雇用の創出	(1) 一定の配慮が必要な者に対する自立支援策の検討・実施	就労に当たり、一定の配慮が必要な者を改めて確認し、これらの者に対する支援策を検討・実施する仕組みの検討	・各種就労支援事業として実施 ①生活保護受給者就労支援事業(総合就職サポート事業)(各福祉事務所にキャリアカウンセラーを配置し、きめ細かい就労支援を行うとともに、生活保護受給者に対応した求人開拓、就労意欲の低い者を対象としたJOBトレーニング、合同企業面接会等を実施) ②生活保護受給者若者就労自立支援事業(ブリュッケ)(生活保護受給世帯の15～29歳の若者で、社会的ひきこもり状態にある若者や就労に困難を抱えている若者を対象に、居場所支援、就労支援等を実施) ③生活保護受給者就労支援事業(介護資格取得支援)(人出が不足している介護職場での就職を目指し、3ヵ月の研修により介護資格(介護職員初任者研修)の取得を支援するとともに、きめ細かい就労支援を実施) ④生活保護受給者就労準備支援事業(就労意欲がかなり低い者、基本的な生活習慣に課題を有する者など、直ちに就労支援事業の活用が困難な者に対して、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を図る)	継続実施	
		(2) 市内事業者・市外事業者の誘致等による雇用創出事業	市内事業者、市外事業者の誘致等による雇用の創出	・生活保護受給者雇用創出事業(「就労困難者の雇用に関する包括連携協定」に基づき、2週間の就労事前研修を経て、正式雇用につなげる。H27年度まで雇用創出事業を実施後、委託事業としては終了し、民間企業のノウハウとして受入を継続)	継続実施	
		(3) 協力事業者に対する表彰・認定制度等の創設	一定の配慮が必要な者を雇用する協力事業者に対する、表彰制度等を実施し、民間による取組を支援	・生活困窮者認定就労訓練事業として認定手続要綱を策定し、事業を開始	継続実施	
5	障害者雇用の推進	(1) 稼働能力のある障害者への就労支援	就労アセスメント会議等による稼働能力の評価や、精神障害者・発達障害者の自立支援プログラム策定などの検討・推進	・阻害要因のない障害者の就労に向けて、就労アセスメント会議等の実施により、稼働能力の評価を実施した。また、障害者雇用・就労促進かわさきプロジェクトとの連携により、生活保護受給者に対する就労体験を実施した。	継続実施	
1	学習支援	(1) 学習支援事業	生活保護受給世帯・生活困窮者世帯の子どもを対象に、高等学校進学率の向上を目指す	・生活保護受給世帯の中学生を対象に学習支援・居場所づくり支援事業を実施(利便性の向上等を目的に6か所(H25)から9か所(H28)に拡充) ・支援者数110人(H25)・174人(H26)・139人(H27)・209人(H28) ※対象はH27までは原則中3、H28からは中1～中3に拡大 ・進学者76人(H25)・116人(H26)・88人(H27)・90人(H28)	拡充	・人権施策推進基本計画 ・男女平等推進行動計画 ・子ども・若者ビジョン ・子どもの権利行動計画
		(2) キャリア形成のための取組・ピアカウンセリング	生活保護受給世帯・生活困窮者世帯の生徒を対象に、将来の職業やそこに至るアプローチの方法、また、ピアカウンセリングによる共有・共感を図る	・未来応援BOOK「わくわく」の作成・配布 ・学習支援事業の中で関係性の貧困の改善や社会的相続の補完に向けた取組を実施		

川崎市生活保護・自立支援対策方針の取組結果(詳細)

取組の基本方向		アクションプログラム	事業内容	4年間の主な取組と成果	29年度の方向性	関連計画等
2	高等学校卒業支援	(1) 支援員の設置等による高等学校卒業支援	支援員の設置等による、生活保護受給世帯・生活困窮世帯の高校生に対する中途退学防止及び卒業支援	・生活保護受給世帯の中学生を対象に学習支援・居場所づくり支援事業を市内9か所で開催	継続実施	・人権施策推進基本計画 ・男女平等推進行動計画 ・子ども・若者ビジョン ・子どもの権利行動計画
3	子どもの居場所づくり	(1) 学校に適応しない子どもに対する居場所づくり・家庭問題へのアプローチ	生活保護受給世帯・生活困窮者世帯の、学校に適応しない児童生徒を対象に、自宅以外の居場所を提供するとともに、学習支援との連携、家庭問題へのアプローチを図る	・生活保護受給世帯の中学生を対象に学習支援・居場所づくり支援事業を市内9か所で開催し、家庭での学習が困難な状況にある児童に対して、落ち着いて勉強できる居場所を提供	継続実施	・人権施策推進基本計画 ・男女平等推進行動計画 ・子ども・若者ビジョン ・子どもの権利行動計画
1	高齢者・障害者・母子世帯等の状況に応じた支援の実施	(1) 高齢者・障害者・母子等の計画に位置づけられた施策等との連携	各世帯状況に応じて、必要・有用な施策を的確に選択し、活用につなげる	・各福祉事務所の地区担当員がケースワークの中で実施	継続実施	・ノーマライゼーションプラン ・いきいき長寿プラン ・子どもの未来応援プラン
2	包括的な相談支援体制の構築	(1) 失業を中心に複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な相談支援体制の構築	失業を中心に、衣食住、疾患、メンタル、家族、教育、債務等複合的な課題を抱える生活困窮者に対する寄り添い型の支援を実施	・川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）の開設（H25.12月）及び運営 ・高津区役所、麻生区役所出張相談を実施（週1回） ・60歳以上の高齢者等の専門の求人開拓・マッチングを行うしごと応援事業を実施 ・新規相談人数262人(H25)・1,093人(H26)・1,494人(H27)・1,409人(H28) ・継続相談人数132人(H26)・471人(H27)・240人(H28)	継続実施	・地域福祉計画 ・人権施策基本計画 ・男女平等推進行動計画 ・子ども・若者ビジョン ・自殺対策総合計画
1	居住の安定確保に向けた支援	(1) 居住支援相談機能の強化	一時的な利用が前提である簡易宿所、第二種社会福祉事業宿泊所に入居している被保護者に対し、民間賃貸住宅等への転居を促進することにより、日常生活の自立を支援する。	・居住の安定確保支援事業（居住確保支援員を配置（H25からH28まで）） ※H29から居住安定化支援事業に統合 ・居住安定化支援事業を開始（平成27年度から） ・転居者数15人(H25)・122人(H26)・350人(H27)・218人(H28) ・簡易宿所入所者数 1,349人(H27.5月)から668人(H29.3月)に減少	継続実施	・居住支援協議会
1	健康寿命延伸への取組	(1) 「第2期かわさき健康づくり21」との連携	健康関連情報の周知・啓発で、疾病・介護予防を進める	・各福祉事務所地区担当員と各地域みまもり支援センター職員が連携して実施 ・健康相談や糖尿病教室の開催等	継続実施	
2	地域活動参加促進といきがい創出	(1) 地域活動への参加促進	各区役所において、地域振興課、企画課、地域みまもり支援センター、高齢・障害課等と連携し、地域資源との連携強化を図る	・各福祉事務所地区担当員がケースワークの中で実施	継続実施	・健康づくり21 ・データヘルス計画
3	健康管理支援の取組	(1) 健康管理支援員の配置等による健康相談支援事業の展開	健康面に不安を抱えている生活保護家庭を訪問し、健康面での相談を受ける	・H25～27は、各福祉事務所地区担当員と保健師が連携して実施 ※対象者933人(H25)・1,031人(H26)・1,036人(H27) ・H28より地区担当員と各地域みまもり支援センター職員（保健師）が連携して実施※対象者159人（H28.12月末まで）	継続実施	・特定健康診査実施計画
1	不正受給対策・年金受給漏れ対策	(1) 不正受給マニュアルの策定による統一対応による不正防止の実施	マニュアルにより統一的手法を徹底することによる不正防止	・不正受給防止マニュアルを作成し、周知・研修を実施。不正受給事案の告訴への手続き等を定めたガイドラインを作成するなど、告訴に向けた体制を整備	継続実施	-
		(2) 「生活保護不正受給等防止対策連絡会」の開催による警察との情報連携	神奈川県警察との合同開催。不正の手口や具体的ケース等の情報交換による連携強化	・県警と連絡会議を開催し、各福祉事務所と管轄警察署による情報交換の実施	継続実施	-
		(3) 警察OB配置による行政対象暴力対策	警察OBによる研修・相談の実施等	・警察OBを2名配置し、各福祉事務所への巡回支援体制を構築	継続実施	-
2	医療扶助の適正化	(1) 電子レセプトの活用による頻回受診等のチェック体制の強化	チェック体制の強化による頻回受診等の指導	・各福祉事務所本庁と兼務体制で調整指導担当職員を配置 ・三者協議実施件数14,500件(H25)・15,244件(H26)・13,748件(H27)・14,043件(H28.12月末まで)	継続実施	・データヘルス計画
		(2) ジェネリック医薬品の普及啓発	医師会・薬剤師会等との連携による啓発強化	・医師会、薬剤師会への啓発活動の実施 ・被保護者向けにリーフレットを作成 ・ジェネリック普及率39.9%(H25.6月)・62.4%(H26.6月)69.7%(H27.6月)・76.4%(H28.12月)※国の目標値75%以上	継続実施	
3	執行体制の確立	(1) 新規事業展開等に即した本庁職員・福祉事務所職員体制の見直し	実施体制検討委員会による検証および職員体制の見直し	・組織力の強化と生活保護業務の適正執行を目的に年金専門員、滞納債権対策非常勤等を配置	継続実施	-

平成29年度
(2017年度)

川崎市生活保護実施方針

川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室

平成29年度

川崎市生活保護実施方針

目次

1	はじめに～川崎市生活保護実施方針と川崎市生活保護・自立支援 対策方針との関係について	P. 1
2	平成29年度川崎市生活保護実施方針最重点事項	P. 2
3	平成29年度川崎市生活保護実施方針重点目標	P. 3
4	平成29年度事業計画・研修計画	P. 6
	(1) 事業計画	P. 7
	(2) 研修計画	P. 9

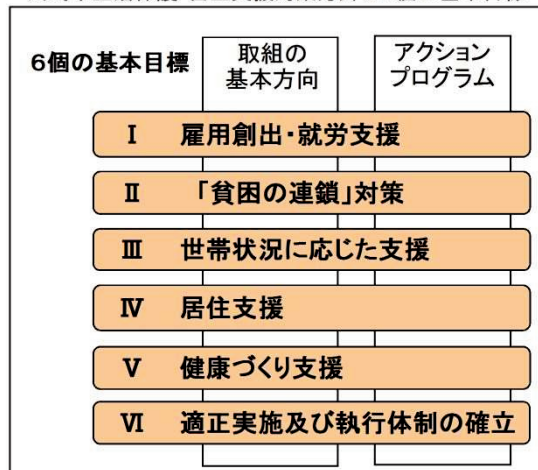
1 はじめに～川崎市生活保護実施方針と川崎市生活保護・自立支援対策方針との関係について

本市の生活保護に関する取組は、平成 25 年 2 月に策定し、平成 25～28 年度を対象期間とする川崎市生活保護・自立支援対策方針（以下、対策方針という。）に基づき、実施してきたところである。

対策方針は、平成 20 年のリーマンショック以降、社会経済環境の変化に伴い、生活保護受給者が急増する中、生活困窮者に対する最後のセーフティネットとしての生活保護制度について、地域との連携を図り、個人が持つ能力を最大限活用できるよう支援するとともに、地域社会の理解が得られるよう、適切な生活保護行政を実施することで、持続可能な制度としていくことを目的として策定され、次の「6 個の基本目標」や、これを達成するための「取組の基本方向」及び「達成に向けた具体的な取組（アクションプログラム）」により、着実に取組の推進を図ってきたところである。

対策方針は平成 28 年度までであることから、今後、各事業については、地域包括ケアシステム推進ビジョンや地域福祉計画はもとより、関連計画との連携を深めながら、「川崎市生活保護実施方針」に基づき、引き続き実施していく。

川崎市生活保護・自立支援対策方針の6個の基本目標



■ 対策方針に添った平成 29 年度以降の主な取組

対策方針の 6 個の基本目標に基づく各事業については、「3 平成 29 年度 川崎市生活保護実施方針重点目標」により、取組を推進していく。

I 雇用創出・就労支援 ～各種就労支援事業～

生活保護受給者の能力・意欲等を見極めるための就労アセスメント会議等の実施とその結果に即した支援方針の策定により、能力・意欲に応じた切れ目のない各種就労支援事業を実施する。

II 「貧困の連鎖」対策 ～学習支援・居場所づくり事業～

「貧困の連鎖」の防止に向けて、生活保護受給世帯の中学生を対象に 11 カ所で学習支援・居場所づくり事業を実施し、高校進学を支援する。

III 世帯状況に応じた支援～川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）事業

生活保護に至る前の段階で、生活困窮者が早期に困窮状態から脱却し、社会的経済的に自立することを目的に、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）事業を実施する。

IV 居住支援

簡易宿所、第二種社会福祉事業宿泊所（無料定額宿泊所）等、不安定な居住をしている生活保護受給者に対し、民間賃貸住宅等への転居を支援する。

V 健康づくり支援

地域みまもり支援センターの保健師等と連携し、生活保護受給者の健康管理を行う。また、レセプトデータを分析し、医療費の適正化や健康管理に活用する。

VI 適正実施及び執行体制の確立

- ・不正受給の未然防止と早期発見のための取組を推進する。
- ・「生活保護実施体制検討委員会」において、効率的で効果的な体制を検討する。

2 平成 29 年度 川崎市生活保護実施方針最重点事項

訪問調査活動の充実強化

〔意 義〕

生活保護を実施するということは、「①訪問調査を通じて世帯の状況や生活状況等を把握し」「②援助方針を策定して、自立に向けた援助や指導を行い」「③世帯の状況に応じ、保護の程度決定を行い、保護費を支給する」ということである。

家庭訪問未実施の状態では「①の実態把握ができていない」中で、何の裏付けもなく「②指導援助」や「③保護費決定を行っている」ということになる。

市としては、この訪問調査活動の重要性を踏まえ、平成 28 年度は制度の適正運用のため「生活実態の徹底した把握による支援＝訪問調査」を生活保護実施方針における唯一の重点事項と定めた。

また、関係する要領についても所要の改正を行い、CWが生活保護システム「訪問管理」機能を用いて、訪問計画・実績等の訪問調査の状況を登録するなど、システム登録データを活用することにより、本庁においても訪問計画、訪問実績の状況を把握し、会議を通じて各福祉事務所にフィードバックすることで、実施率や外勤日数など、訪問調査における傾向が見えるようになってきているが、データ入力徹底されていないため、完全ではない。

厚労省監査においても、生活保護システムを活用した訪問調査活動の進行管理の徹底について進言しており、今後も訪問の実施率の向上とともに、訪問調査の質を向上する訪問調査活動の充実強化について、継続した取組が重要であると考えている。

そこで、平成 29 年度においても「訪問調査活動の充実強化」を川崎市生活保護実施方針最重点事項とする。

〔取組の視点〕

訪問調査活動は、CWの現業活動の 1 つであるが、CWのみに任せることなく、次の 3 つの視点を踏まえ、組織的な取組を推進すること。

<視点 1> 「見える化」の取組

生活保護システム「訪問管理」機能の活用及び訪問調査実施後における速やかなケース記録の回付を徹底することにより、世帯の状況や生活状況等、ケース実態の見える化を図り、組織的に情報を共有し、適切な支援を行うこと。

<視点 2> 「効率化」の取組

生活状況から在宅時間を把握した上での訪問や事前連絡による予約訪問を積極的に取り入れ不在を防止する等、訪問調査の効率化を図るとともに、CWが行う業務を年間スケジュール化し、適切にスケジュール管理する等、業務の効率化で訪問調査に充てる時間を確保すること。

<視点 3> 「CWの業務支援」の取組

CWが抱えている業務の困難さを把握した上で、必要となる「訪問調査」や「事務の効率化」をテーマにした内部研修を実施すること。また、訪問困難ケースに対しては、SVの同行訪問や、早期に診断会議を活用し福祉事務所として対応方針を決定すること。なお、訪問困難ケースを検討する診断会議には、必要に応じて調整指導担当係長が参加し、事例検討や意見集約に携わることで、本庁としても福祉事務所が抱える困難事例について共有し、対応策を研究していく。

各福祉事務所においては、以上の点を理解していただき、福祉事務所実施方針を策定するとともに、生活保護法令、保護の実施要領等に定めるところはもとより「川崎市生活保護実施方針の施行に係る要領等（決定関係、医療・介護扶助関係）」を遵守の上、実務的な部分については「生活保護の実務」も参考にして、日々業務を執り行っていたいただきたい。

3 平成 29 年度 川崎市生活保護実施方針重点目標

最重点事項である「訪問調査活動の充実強化」に加え、平成 29 年度の生活保護業務における重点目標を生活保護・自立支援室各班の担当毎に示すと次のとおりである。

(1) 保護指導担当

ア 訪問調査

【目標】 訪問計画に対する訪問実施率の向上、職員一人当たりにおける毎月の外勤日数増加

【達成に向けた取組方法】

各福祉事務所における、年度当初における訪問計画のシステムへの入力、毎月末における、訪問実績の入力及びこれを受けた訪問計画の見直しの入力、生活保護・自立支援室への報告の徹底。

生活保護・自立支援室において訪問データを集計し、各福祉事務所へフィードバック。

イ 居住支援 《対策方針Ⅳ》

【目標】 簡易宿所、無料低額宿泊所等、不安定な居住をしている生活保護受給者の民間賃貸住宅等への転居の促進

【達成に向けた取組方法】

不安定な居住をしている生活保護受給者に対して、意向を確認し、転居希望のある者については、居住安定化支援事業を活用して、必要な転居支援、定着支援を実施する。

(2) 企画管理担当

【目標】 生活保護返還金等を発生させない取組の推進及び適切な債権管理の実施

【達成に向けた取組方法】

管理係、保護係が連携・協力し、事務所全体で返還金を発生させない意識を高め、世帯の状況の把握・収入申告指導・収入認定等の適正処理等を着実にを行う。

現ケースの未納については、管理係、債権対策支援嘱託員、保護係が連携・協力し検討する機会を設け、主に地区担当員が訪問や面接等を通じて納付指導を推進する。

また、債権管理台帳の整備と管理を適正に行い、廃止ケースについては、適切な催告を徹底するとともに、不明なものは、住所調査、相続人調査を徹底する。

(3) 医療介護指導担当・調整指導担当

【目標】 健康管理支援の体制づくり 《対策方針Ⅴ》

【達成に向けた取組方法】

医療介護扶助の適正実施に向けて、医療費等分析データや支援対象候補一覧を活用して健康管理支援対象者を抽出する。地域みまもり支援センターと連携した支援を行う。

(4) 適正実施担当

【目標】 不正受給の未然防止及び早期発見のため、法第 78 条適用の速やかな報告の徹底
《対策方針Ⅵ》

【達成に向けた取組方法】

生活保護システム徴収金伺情報照会の機能を活用して各福祉事務所における法 78 条費用徴収決定の適用状況を的確に把握し、速やかな報告につなげていく。

(5) 自立支援担当

ア 就労促進計画 《対策方針Ⅰ》

【目標】 ケースの状況の適正把握及び就労促進計画の策定

【達成に向けた取組方法】

自立支援室が作成する、稼働年齢層にある被保護者の就労・就労支援状況調査票を活用して、ケースの状況についての的確な実態把握に努め、前年度の就労支援促進計画の実績評価と、現年度の就労促進計画の策定を適切に実施する。

イ 就労支援におけるK P I（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）の設定《対策方針Ⅰ》
【目標】①就労支援事業等の参加率の向上

※2015年度本市実績 78.0% 2018年度国目標 60.0%

②就労支援事業等により、就労したもの及び増収した者の割合の向上

※2015年度本市実績 43.8% 2018年度国目標 50.0%

【達成に向けた取組方法】

稼働年齢層にある被保護者の就労・就労支援状況調査票を活用して、ケースの状況についての的確な実態把握に努め、各種就労支援事業等を活用する等、適切な就労支援を実施する。

ウ 就労支援 《対策方針Ⅰ》

【目標】生活保護受給者の自立の促進

①生活保護受給者就労支援事業（総合就職サポート事業）

受託事業者：株式会社 パソナ

- ・キャリアカウンセラーによる就労支援 1,000名
- ・JOBトレーニング（3週間×年6回×20名） 120名
- ・リフレッシュトレーニング（1回2時間×6日×年5回） 90名
- ・合同企業面接会（年4回）

②生活保護世帯等若者就労自立支援事業（ブリュッケ）

受託事業者：特定非営利活動法人 フリースペースたまりば

- ・支援対象者（15歳から29歳までの若者） 50名

③生活保護受給者就労支援事業（介護資格取得支援）

受託事業者：特定非営利活動法人 マイWay

- ・就労支援（3か月×年3期×1期12名） 36名

④生活保護受給者就労準備支援事業

受託事業者：ダンウェイ 株式会社

- ・就労準備支援（3か月×年3期×1期10名） 30名

【達成に向けた取組方法】

厚生労働省が実施する就労支援等の状況調査の基礎資料として作成する、稼働年齢層にある被保護者の就労・就労支援状況調査票を活用し、対象ケースの選定、事業への送り出しを行い、効果的な事業の活用に努め、自立の促進を図る。

エ 学習支援 《対策方針Ⅱ》

【目標】事業対象生徒の登録率及び高校等への進学率の向上

○学習支援・居場所づくり事業

受託事業者：川崎区 2か所

特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター

社会福祉法人 青丘社

幸区 2か所

特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター

中原区 2か所

特定非営利活動法人 キーパーソン21

高津区 1か所

特定非営利活動法人 フリースペースたまりば

宮前区 2か所

特定非営利活動法人 教育活動総合サポートセンター

多摩区 1か所

学校法人 横浜YMCA

麻生区 1か所
株式会社 学研教育みらい

【達成に向けた取組方法】

自立支援室が作成する、学習支援・居場所づくり事業利用希望等調査票を活用し、全ての対象生徒へ働きかけを行い、事業への参加を促し、登録率の向上を図るとともに、受託事業者からの月次報告書を活用し、生徒の参加状況の把握に努め、継続的な教室参加を促し、高校等への進学率の向上を図る。

オ 高校卒業支援

【目標】 定時制高校生（市立川崎高校）の中途退学の予防及び適切な進路支援

【達成に向けた取組方法】

対象生徒について、定時制高校と福祉事務所で情報共有を行うための同意書の取得を行い、年2回（夏・冬）実施する個別面談会で情報の共有を行う。また、個別面談で得た情報に基づき適切にケースワークを行うとともに、対象生徒の進級結果を把握し次年度の適切な援助方針の策定を行う。

(6) ホームレス支援担当

【目標】 ホームレス自立支援センターを活用した自立支援の推進

【達成に向けた取組方法】

ホームレス自立支援センターと連携し、入所者の稼働能力や日常生活能力を迅速かつ的確に見極めるとともに、支援調整会議への福祉事務所担当CWの参加を促進し、支援プラン案の確認、共有を徹底する。また、決定した支援プランに基づき、福祉事務所と自立支援センターが連携して支援にあたるよう調整を行い、入所者の期限内での早期自立を推進する。

(7) 生活困窮者支援担当

【目標】 川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター） 《対策方針Ⅲ》
と連携した切れ目のない生活困窮者への支援

【達成に向けた取組方法】

市民が長期に安定した自立生活を送ることができるように、生活困窮者の自立相談支援機関であるだいJOBセンターと連携し、切れ目のない支援を行う。

- ・福祉事務所に要保護状態にない方が来所した際には、だいJOBセンターの案内等を適切に行う。
- ・就労等により生活保護の廃止となる世帯に対し、ケースワーカーがだいJOBセンターで行っている就労支援、家計支援、精神保健支援等の取組を紹介し、必要な場合には利用するよう助言する。

4 平成29年度事業計画・研修計画

(1) 事業計画について

今年度、生活保護・自立支援室が実施を予定している各事業について、事業計画を示した。今年度の本市運営方針重点事項を「訪問調査活動の充実強化」とし、訪問調査の取り組みを強化することに伴い、物理的にも訪問調査を行う日数を確保できることに主眼を置いた事業計画としている。

(2) 研修計画について

川崎市人材育成基本方針では、市役所内部の「質的改革」を掲げ、市民生活を支えるより良い市役所の構築に向け、職員の意識改革を進めている。生活保護・自立支援室の職員や福祉事務所の職員はこのことを念頭に自己研鑽に励み、研修計画を策定する必要がある。

生活保護・自立支援室の職員は、神奈川県市町村振興協会主催の庁内講師養成研修やコミュニケーションスキルアップ研修などの外部研修に福祉事務所の職員とともに参加することを今年度の研修計画としたい。

また、福祉事務所職員向け研修計画については、生活保護・自立支援室の各ラインでそれぞれ実施していたため、内容が一部重複、もしくは類似していたものについて整理を行った。

また、福祉事務所でOJTの手法を用いて行うことで実効性が期待できるもの、テキスト等の資料が整っており福祉事務所で実施可能なもの、すでに福祉事務所で研修の実施実績があるものについては、生活保護・自立支援室の研修計画からは削除したので、福祉事務所にて実施をお願いしたい。システム操作研修は、研修で使用する端末の環境が本番環境とも異なっていることもあり、その最たるものと考えており、昨年度に送付した研修テキストを活用し、各福祉事務所において指導員やシステム連絡員を中心に研修の実施をお願いする。


さらに、引き続き生活保護・自立支援室が行う研修についても、研修資料の事前配布や事前課題の設定等により、研修の効率化と時間の短縮化を図る。

なお、研修内容については、継続して見直し作業を行っていくことが必要と考えているため、福祉事務所で実施した研修について、毎月所定の報告書と研修で用いた資料の提出をお願いしたい。平成28年度に報告のあった各福祉事務所で実施した所内研修については、別頁のとおりである。

(1) 平成29年度 事業計画

項目/月		前年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度 4月
各福祉事務所	実施方針		実施方針作成 ヒアリング提出								達成状況をチェック	自立支援室へ報告		翌年度実施方針作成	
	訪問の実施	○年間計画の入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ★計画修正入力・報告	☆実績入力・報告 ●年間の実績入力・報告
	課税調査						○収入認定 自立支援室へ中間報告							自立支援室へ報告	
	三者協議など					三者協議実施 ジェネリック30、頻回受診指導									
	滞納債権対策の実施	○嘱託員への業務引継ぎ ○督促	○督促 ○督促●催告	○督促 ○督促●催告	○督促	○督促●催告 ☆時効判定	○督促	○督促	○督促●催告	○督促	○督促	○督促 ★不能欠損基準日	○督促●催告	○督促	○督促
	10年年金の対応		対象者把握・制度周知				○法施行			○受給開始					
	上記以外(標準例)	○引継ぎ訪問 ○高校生への収入申告義務周知	○年金受給者把握	○年金収入申告指導 ○年金認定 ○公害補償認定 ○児手現況確認	○夏季賞与認定 ○重度障害者加算変更 ○特障手当認定	○児扶現況確認 ○児扶・児手変更		○冬季加算・期末一時事務 ○年金特徴 ○児手変更	○県立高受験料等減免	○児扶受給確認 ○冬季賞与認定 ○年金特徴 ○児扶変更	○年末調整確認	○小中学校入学先確認	○基準改定事務 ○高校進学先確認 ○ケース引継ぎ準備		
生活保護・自立支援室	室全体	実施方針策定・周知				7月 指導・監査・自立・調整 上半期状況検討		下半期の指導・監査・調整指導に反映			12月 下半期状況検討 翌年度実施方針策定へ			翌年度実施方針策定・周知	
	会議	所長会議 管理係長 債権対策嘱託員	所長会議 経理担当 債権対策嘱託員	所長会議 滞納債権担当者 債権対策嘱託員	所長会議 管理係長 債権対策嘱託員	経理担当 債権対策嘱託員	所長会議 債権対策嘱託員	所長会議 管理係長 債権対策嘱託員	所長会議 滞納債権担当者 債権対策嘱託員	所長会議 経理担当 債権対策嘱託員	所長会議 管理係長 債権対策嘱託員	所長会議 滞納債権担当者 債権対策嘱託員	所長会議 管理係長・経理担当 合同 債権対策嘱託員		
	会議	保護課長 保護係長 援助指導員	面接担当	保護課長 保護係長 年金専門員	援助指導員	保護課長 面接担当	保護係長 年金専門員	保護課長 援助指導員	保護係長 面接担当	保護課長 年金専門員	保護係長 援助指導員	保護課長 保護係長 面接担当	年金専門		
	監査		田島	中原	宮前	麻生	幸	川崎	多摩 大師		高津				
	確認監査	幸 川崎	大師	多摩	高津					田島	中原	宮前 麻生			
	適正実施		生活保護適正実施推進員巡回支援												
連絡会		県生活保護不正受給防止対策連絡会				市生活保護不正受給防止対策連絡会									
健康管理支援		個別支			(データ分析)		データ分析に基づく支援対象者候補一覧作成・支援対象者選定・支援								

(1) 平成29年度 事業計画

項目/月		前年度 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年度 4月	
生活保護・自立支援室	研修等	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 市町村研修センター・他局主催の研修への参加促進 職場体験実習受入 </div> 														
		新人就労支援員 室業務紹介 滞納債権非常勤	新人・新任CW 新任SV・面担	新人・新任CW 新任SV	行政暴力 指導員	新人・新任CW 債権管理	新任SV 他都市派遣	医療・介護全体	刺股・護身術 他都市派遣	債権管理 他都市派遣	医療・介護全体	指導員 新人・新任CW 新任SV				
		居住支援 (居住安定化支援事業)	簡易宿所、無料低額宿泊所等、不安定な居住をしている生活保護受給者の民間賃貸住宅等への転居の促進													
		中学生学習支援	全区11か所(川崎区・幸区・中原区・宮前区 2か所、他各区1か所)にて、中学1・2・3年生を対象に週2回・1回2時間実施 【受託法人：教育活動総合サポートセンター(川崎・幸・宮前)・青丘社(大師田島)・キーパーソン21(中原)・フリースペースたまりば(高津)・横浜YMCA(多摩)・学研教育みらい(麻生)】													
		学習支援担当者会議	☆				☆						☆			☆
	高校生卒業支援				福祉事務所と定時制高校 (市立川崎高校)の個別面談							福祉事務所と定時制高校 (市立川崎高校)の個別面談				
	就労支援	就労支援事業説明		☆					☆							
		就労支援員会議		☆			☆				☆					☆
		就労支援事業(総合就職サポート事業)【パソナ】	①9福祉事務所にCCを配置による就労支援・求人開拓・定着支援実施1000名 ②JOBトレーニング3週間×6回(100名) ③リフレッシュトレーニング3日×6回(90名) ④合同企業面接会													
		就労支援事業費(介護資格取得支援)【マイWay】	☆ 介護現場見学会	第1期(12名)			☆ 介護現場見学会	第2期(12名)			☆ 介護現場見学会	第3期(12名)				
就労準備支援事業費【ダンウェイ】			第1期(10名)				第1期(10名)				第1期(10名)					
若者就労自立支援事業【ブリュッケ】		①引きこもり傾向の15～29歳の若者50名を支援→10名を就労へ ②WO向け相談支援														
ホームレス支援	ホームレス自立支援の推進	ホームレス自立支援センターを活用した自立支援の推進(定員内での効率的な稼働 日進町:80名、下野毛:50名、南幸町:15名)														
生活困窮者支援	だいJOBセンターとの連携強化	川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)と連携した切れ目のない支援														

(2) 平成29年度 研修計画

実施月	主な対象者	主な内容	
4月	新入就労支援員	就労支援員研修	
	新人新任保護課職員	生活保護・自立支援室業務紹介研修	
	新人滞納債権対策非常勤職員	滞納債権対策非常勤業務研修	
5月	新人・新任CW	生活保護法研修	
		10年年金への対応について 金銭取扱の基礎について(会計事務)	
	新任SV・面担係長	面接相談について	
6月	新人・新任CW	援助技術の基本・ケースワーク研修(外部講師)	
	新任SV	新しく保護係長になった方へ 監査資料作成のポイント 査察指導台帳の活用について	
		保護課職員(希望者)	「暴力団情勢と行政対象暴力」の研修
7月	指導員	指導の方法について 指導員に求めること	
	新人・新任CW	意欲喚起につながる研修(外部講師)	
8月	全職員	民法研修 債権管理研修	
	9月	新任SV	第三者行為求償事務について 医療・介護扶助における査察指導について 生活保護事務の施行に係る要領等について
保護課職員			他都市派遣研修
10月			全職員
11月	希望者	刺股・護身術の実技研修	
	保護課職員	他都市派遣研修	
12月	全職員	債権管理研修	
	保護課職員	他都市派遣研修	
1月	全職員	医療・介護扶助研修	
2月	指導員	指導員としての心得等	
	新人・新任CW	1年間を振り返って、次年度に向けて	
		1年間を振り返って 年度末にやること、次年度に向けて	
随時実施	保護課職員	各就労支援事業現場視察回	
時期未定	保護課職員	引きこもり傾向の若者支援について	

※1 研修開催日は原則としてバッチの翌々々日を予定しています。(金融機関へのFD持ち込み日翌日)
ただし、会場の都合等で変更となる場合があります。

※2 非常勤職員のみを対象とした研修や他都市派遣研修等上記※1のルールから外れるものもあります。

平成28年度福祉事務所所内研修実施内容(平成29年3月10日時点)

福祉事務所	実施月	研修名	科目名	対象者	実施日	時間
10_川崎	4月	生活保護の実務について	生活保護の実務	新人・新任職員	26日	1.5H
10_川崎	4月	生活保護の実務について	生活保護の実務	調査事務非常勤職員	28日	1.5H
10_川崎	5月	第三者行為求償事務について	CWから事例報告、質疑応答	CW、SV	30日	1.5H
10_川崎	5月	結核健診について	結核健診について	CW	31日	1H
10_川崎	5月	2ヶ月の生活保護業務を振り返って	アイスブレイク、情報交換、2年目職員からのアドバイス	新人・新任職員	31日	1.5H
10_川崎	6月	収入認定について	収入認定について	新人・新任職員	28日	1.5H
10_川崎	6月	2ヶ月の生活保護業務を振り返って(保護指導員研修)	情報交換	指導員	9日	1H
10_川崎	7月	葬祭扶助について	葬祭扶助について	CW、SV	29日	1.5H
10_川崎	8月	滞納債権について	CWから事例報告、管理係からの情報提供	CW、SV	9日	1.5H
10_川崎	9月	年金・面接技術について	年金について	CW、SV	14日	1H
10_川崎	9月	年金・面接技術について	面接技術について	CW、SV	14日	1.5H
10_川崎	12月	保護指導員のスキルを学ぶ～「CWの業務進行管理の方法」等について～	保護指導員から業務管理方法について報告及び質疑応答	新人・新任職員	1日	2H
10_川崎	1月	精神障害者へのケース対応について(事例検討)	事例検討～精神障害者へのケース対応について～	新人・新任職員	29日	2H
11_大師	4月	新人新任職員向け所内研修	初めてケースワーカー業務に入る前に	新人・新任職員		
11_大師	5月	医療・介護研修	医療券・介護券発券研修	新人・新任職員		
11_大師	5月	新人新任職員向け所内研修	・学習支援・居場所づくり事業の事務手順 ・初めて生活保護ケースワーカーになった	新人・新任職員		
11_大師	5月	新人新任職員向け所内研修	生活保護の実務について	新人・新任職員		
11_大師	6月	全体研修(結核について)	結核について	全職員	3日	1H
11_大師	6月	第1回指導員研修	指導員研修	指導員	17日	1H
11_大師	6月	第1回調査事務非常勤職員研修	生活保護の概要	調査事務非常勤職員、管理係 新人職員	21日	1H
11_大師	6月	第2回医療・介護研修	三者協議・病状調査研修	新人・新任職員、医療介護連絡員、援助指導員	28日	2H
11_大師	6月	生活保護面接研修	生活保護面接研修	新人・新任職員	30日	1H
11_大師	7月	川崎市生活保護実施方針の施行に係る要領等について所内研修	生活保護関係各種要領について	全CW	26日、29日	1H×2
11_大師	9月	第4回新人新任職員向け所内研修	葬祭扶助について	新人・新任職員	6日	1H
11_大師	9月	全体研修(年金について)	年金について	全職員	30日	1H
11_大師	10月	第5回新人新任職員向け所内研修	生活保護の自動車処分指導について	新人・新任職員	4日	0.5H
11_大師	10月	第5回新人新任職員向け所内研修	土地・家屋の資産活用指導について	新人・新任職員	4日	0.5H
11_大師	11月	第6回新人新任職員向け所内研修	生命保険の保有要件と解約返戻金及び中途解約の取扱について	新人・新任職員	7日	1H
11_大師	12月	第2回調査事務非常勤職員研修	生活保護の概要	調査事務非常勤	22日	1H
11_大師	12月	第7回新人新任職員向け所内研修	生活保護制度における指導指示マニュアルについて	新人・新任職員	6日	1H
11_大師	1月	第8回新人新任職員向け所内研修	高齢者施設生活保護実施について	新人・新任職員	5日	1H
12_田島	4月	非常勤職員研修	・生活保護とは ・調査とは	新任非常勤職員		
12_田島	4月～6月	現業員研修	・演習「5月の訪問スケジュールの作成」 ・演習「6月の訪問スケジュールの作成」	現業員 査察指導員		

福祉事務所	実施月	研修名	科目名	対象者	実施日	時間
12_田島	5月	新人新任者研修	・生活保護とは ・ケースワーカーとは ・収入の認定	新人・新任職員		
12_田島	5月	現任者研修	資産活用	主に2年目の現任者		
12_田島	6月	平成28年度田島福祉事務所 新人新任者研修(第4回～第5回)	収入認定(2)	新人・新任職員 再雇用職員	16日、30日	1.5H
12_田島	6月	平成28年度田島福祉事務所 現任者研修(第2回)	収入認定	CW(2年目)	28日	1.5H
12_田島	6月	平成28年度田島福祉事務所 非常勤職員研修	生活保護と調査について	新任非常勤職員	14日、21日	1.5H
12_田島	6月	平成28年度田島福祉事務所 現業員研修	課税一斉調査のスケジュールについて	CW、SV	15日	15M/係×4
12_田島	6月	平成28年度田島福祉事務所 現業員研修	演習「7月の訪問スケジュールの作成」	CW、SV	30日	各自
12_田島	7月	平成28年度田島福祉事務所 現業員研修	課税一斉調査～ 疑義ケースとの面談	CW、SV	1日	各自
12_田島	8月	平成28年度田島福祉事務所 新人新任者研修(第6回～第7回)	収入認定(4)	新人・新任職員	7日	1.5H
12_田島	8月	平成28年度田島福祉事務所 新人新任者研修(第6回～第7回)	収入認定除外	新人・新任職員	12日	1.5H
12_田島	8月	平成28年度田島福祉事務所 現任者研修(第3回)	収入認定(2)	CW(2年目)	12日	1.5H
12_田島	8月	平成28年度田島福祉事務所 現業員研修(第8回)	9月の訪問スケジュールの作成	CW、SV	31日	各自
12_田島	9月	平成28年度田島福祉事務所 現業員研修(第9回)	地域包括支援センターについて	CW、SV	16日	1.5H
12_田島	10月	平成28年度田島福祉事務所 現任者研修(第4回)	返還金・戻入金	CW(2年目)	25日	1.5H
12_田島	10月	平成28年度田島福祉事務所 新人新任者研修(第8回)	資産活用	新人・新任職員	13日	1.5H
12_田島	10月	平成28年度田島福祉事務所 新人新任者研修(第9回)	世帯認定と実施責任	新人・新任職員	27日	1.5H
12_田島	10月	平成28年度田島福祉事務所 現業員研修(第10回)	11月の訪問スケジュールの作成	CW、SV	25日	各自
12_田島	10月	平成28年度田島福祉事務所 現業員研修(第11回)	進行管理をする	CW、SV	31日	0.25H
20_幸	4月	生活保護費の支給事務について		新人・新任職員		
20_幸	4月	福祉事務所職員(保護課)として仕事に望む		新人・新任職員		
20_幸	4月	生活保護業務における文書処理・金銭管理		新人・新任職員		
20_幸	5月	生活保護制度の概要		非常勤職員		
20_幸	5月	新規作成研修		ケースワーカー		
20_幸	5月	生活保護ケースワーカーについて		新人・新任職員		
20_幸	5月	生活保護新規相談面接		ケースワーカー		
20_幸	5月	世帯認定と実施責任		新人・新任職員		
20_幸	6月	資産(土地・家屋)調査	資産(土地・家屋)調査	CW	10日	1H
20_幸	6月	訪問調査での面接	訪問調査での面接	新人・新任職員	14日	1H
20_幸	6月	障害者総合支援法	障害者総合支援法	新人・新任職員	28日	1H
20_幸	7月	生活保護新規開始調査	生活保護新規開始調査	非常勤職員(就労支援、調査事務員)	14日	1H
20_幸	7月	新規作成研修	新規作成研修	全CW	15日	1H
20_幸	7月	年金制度(老齢年金)について	年金制度(老齢年金)について	全CW	28日	1H
20_幸	9月	合議について	合議について	新人・新任職員	26日	1H
20_幸	10月	収入認定について	収入認定について	CW	7日	1H

福祉事務所	実施月	研修名	科目名	対象者	実施日	時間
20_幸	11月	収入認定について	収入認定について	CW	4日	1H
20_幸	11月	平成28年度生活保護一般監査結果から学ぶ	平成28年度生活保護一般監査結果から学ぶ	新人・新任職員	8日	1H
20_幸	11月	資産(土地・家屋)調査	資産(土地・家屋)調査	全CW	14日	1H
20_幸	12月	生活保護費の経理事務について	生活保護費の経理事務について	新人・新任職員	13日	1H
20_幸	12月	年金制度(障害年金)について	年金制度(障害年金)について	全CW	22日	1H
20_幸	1月	債権・債務及び賃貸借について	債権・債務及び賃貸借について	全CW	19日	1H
20_幸	1月	「被保護者への指導・指示」について	「被保護者への指導・指示」について	非常勤職員(年金、就労支援、調査事務)	12日	1H
30_中原	5月	新人・新任職員研修(課内研修)	生活保護業務、スケジュール管理、ノートの活用、ケース記録	新人・新任職員	16日	1.5H
30_中原	5月	全体研修	収入認定	指導員	30日	1.5H
30_中原	6月	全体研修	生活保護手帳の各種一覧表	CW(2年目)	2日	1.5H
30_中原	6月	全体研修	生活保護実施要領の推移	新任係長	6日	1.5H
30_中原	6月	新人・新任職員研修(課内研修)	生活保護概論	新人・新任職員	7日	1.5H
30_中原	6月	全体研修	医療券・介護券の発券業務	全職員	9日	1.5H
30_中原	6月	全体研修	就労自立給付金	全職員	14日、24日、27日	1.5H
30_中原	7月	新人・新任職員研修(課内研修)	生活保護の推移(資産保有、最低生活費、加算)	新人・新任職員	4日	1.5H
30_中原	7月	全体研修	女性ケースワーカーとしての注意点	女性CW	27日	1H
30_中原	7月	全体研修	三者協議・病状調査	全職員	29日	2H
30_中原	8月	新人・新任職員研修(課内研修)	世帯認定と最低生活費の認定及び実施責任	新人・新任職員	4日	2H
30_中原	8月	全体研修	年金(高齢等)	全職員	5日	2H
30_中原	9月	全体研修	生活保護と訴訟	全職員	23日、30日	1H
30_中原	9月	新人・新任職員研修(課内研修)	保険の取扱(生命保険・学資保険)	新人・新任職員	8日	1.5H
30_中原	9月	面接相談業務 現任訓練	面接相談業務 現任訓練	CW	7日、13日、14日	1H
30_中原	10月	新人・新任職員研修(課内研修)	費用返還と徴収	新人・新任職員	6日	1.5H
30_中原	10月	全体研修	費用返還	指導員	13日	1.5H
30_中原	10月	全体研修	ハローワーク失業給付他	全職員	26日	2H
30_中原	11月	新人・新任職員研修(課内研修)	他法他施策	新人・新任職員	10日	1.5H
30_中原	11月	全体研修	ケース検討	2年目CW	11日	1.5H
30_中原	11月	全体研修	生活保護基礎講座	新任非常勤職員	15日	1.5H
30_中原	11月	全体研修	警察との連携及び不正受給防止について	課長、係長	30日	2H
30_中原	12月	新人・新任職員研修(課内研修)	収入の認定 保護の決定	新人・新任職員	8日、20日	1.5H
30_中原	12月	新人・新任職員研修(課内研修)	葬祭扶助	新人・新任職員	12日	1.5H
30_中原	12月	全体研修	費用返還と別冊問答	CW	8日、20日	1.5H
30_中原	1月	全体研修	世帯分離について	全職員	10日、13日	1.5H
30_中原	1月	全体研修	保険の取扱(生命保険・学資保険)	指導員	30日	1.5H
30_中原	2月	全体研修	年金(障害等)	全職員	10日	2H
30_中原	2月	新人・新任職員研修(課内研修)	外国人保護と不服審査	新人・新任職員	12日	1.5H

福祉事務所	実施月	研修名	科目名	対象者	実施日	時間
40_高津	4月	新人・新任職員研修	・服務・不祥事・処分について ・情報セキュリティについて ・不当要求・暴力対応等について ・交通安全・交通事故対策について ・接遇について ・セクハラ・パワハラについて ・メンタルヘルスについて ・訪問計画について ・訪問調査について	新人・新任職員		
40_高津	5月	新人・新任職員研修	・医療券発券研修 ・介護券発券研修	新人・新任職員 希望者		
40_高津	5月	新人・新任職員研修	収入認定について	新人・新任職員 希望者		
40_高津	6月	平成28年度第4回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	・結核について ・乳幼児健康診査、予防接種について	新人・新任職員	9日	1H
40_高津	6月	平成28年度第5回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	施設見学(聖風苑、ホームレス自立支 援センター、生活保護・自立支援室、だ いJOBセンター)	新人・新任職員	28日	4H
40_高津	7月	平成28年度第6回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	生活保護と公的年金制度について	新人・新任職員	14日	2H
40_高津	7月	平成28年度第6回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	三者協議・病状調査について	新人・新任職員	14日	1H
40_高津	7月	平成28年度第7回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	法63条・78条・85条・80条・戻入・資力 の発生・消滅時効	新人・新任職員	27日	2H
40_高津	8月	平成28年度 高津区役所保護課全体研修	求人検索機研修	希望者	29日	1.5H×2
40_高津	9月	平成28年度第8回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	貧困ビジネスについて	新人・新任職員	30日	0.5H
40_高津	9月	平成28年度第8回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	資産の活用	新人・新任職員	30日	1H
40_高津	9月	平成28年度第8回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	扶養義務について	新人・新任職員	30日	0.5H
40_高津	9月	平成28年度第9回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	医療費の不正請求 ぐるぐる病院	新人・新任職員	30日	0.5H
40_高津	9月	平成28年度第9回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	加算について	新人・新任職員	30日	1H
40_高津	9月	平成28年度第9回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	一時扶助について	新人・新任職員	30日	0.5H
40_高津	12月	平成28年度第10回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	あなたの遺骨はどこへ～広がるゼロ葬の	新人・新任職員	15日	0.5H
40_高津	12月	平成28年度第10回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	生業扶助について	新人・新任職員	15日	0.75H
40_高津	12月	平成28年度第10回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	葬祭扶助について	新人・新任職員	15日	0.75H
40_高津	12月	平成28年度第11回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	保護の可否及び程度決定	新人・新任職員	26日	0.5H
40_高津	12月	平成28年度第11回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	指導指示及び健診命令について	新人・新任職員	26日	0.5H
40_高津	12月	平成28年度第11回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	保護の停・廃止について	新人・新任職員	26日	0.5H
40_高津	12月	平成28年度第11回高津区役所保護課新人・ 新任職員研修	無届け介護ハウス	新人・新任職員	26日	1H
50_宮前	4月	新人新任職員研修	初めてのCW業務を始める前に	新人・新任職員		
50_宮前	5月	平成28年度生活保護従事者研修	生活保護の文書について	調査事務従事職	9日	1H
50_宮前	5月	平成28年度新人新任職員研修(第2～第4 回)	生保の現況・同行とCWの年間事業	新人・新任職員	13日	1H
50_宮前	5月	平成28年度新人新任職員研修(第2～第4 回)	生活保護の実施責任	新人・新任職員	20日	1H
50_宮前	5月	平成28年度新人新任職員研修(第2～第4 回)	生活保護の世帯認定	新人・新任職員	27日	1H
50_宮前	5月	平成28年度医療券・介護券発券研修	生保の現況・同行とCWの年間事業	新人・新任職員	27日	1H
50_宮前	6月	就労支援セミナー	生活保護受給者に対する自立支援体制	CW	28日	1H

福祉事務所	実施月	研修名	科目名	対象者	実施日	時間
50_宮前	6月	平成28年度生活保護従事者新任研修(第5～8回)	生活保護制度の扶養義務	新人・新任職員	3日	1H
50_宮前	6月	平成28年度生活保護従事者新任研修(第5～8回)	資産・資力・他法他施策の活用と費用返還	新人・新任職員	10日	1H
50_宮前	6月	平成28年度生活保護従事者新任研修(第5～8回)	要否判定と程度決定	新人・新任職員	17日	1H
50_宮前	6月	平成28年度生活保護従事者新任研修(第5～8回)	収入認定	新人・新任職員	24日	1H
50_宮前	7月	平成28年度新人新任職員研修(第9回)	費用返還・費用徴収	新人・新任職員	1日	1H
50_宮前	7月	平成28年度新人新任職員研修(第10回)	援助方針	新人・新任職員	8日	1H
50_宮前	7月	平成28年度 高校生の就職に関するケースワーク学習会	平成28年度 高校生の就職に関するケースワーク学習会	CW	25日、26日	1H
50_宮前	7月	平成28年度 新人新任職員向け高齢者福祉研修	高齢者福祉研修	新人・新任職員	26日	1H
50_宮前	7月	平成28年度 法テラス業務研修	法テラス業務研修	CW	29日	1H
50_宮前	7月	平成28年度 年金研修	年金の基礎	CW	29日	1H
50_宮前	8月	平成28年度 高校生の就職に関するケースワーク学習会	高校生の就職に関するケースワーク学習会	CW	2日	1H
50_宮前	8月	平成28年度 年金学習会(年金の基礎)	年金学習会	CW	5日	1H
50_宮前	8月	平成28年度新人新任職員研修(第11回)	指導指示と保護の停止・廃止	新人・新任職員	5日	1H
50_宮前	8月	平成28年度新人新任職員研修(第12回)	訪問調査と各種調査	新人・新任職員	9日	1H
50_宮前	8月	平成28年度 年金研修(老齢年金・遺族年金)	老齢年金・遺族年金	新人・新任職員	12日、19日	1H
50_宮前	8月	平成28年度 年金研修(障害年金)	障害年金	新人・新任職員	26日、29日	1H
50_宮前	9月	就労支援機関等の見学	就労支援機関等の見学	CW	7日	
50_宮前	10月	日常業務における事務処理等の進め方	日常業務における事務処理等の進め方	CW	7日	1.5H
50_宮前	11月	中高生の進学に関するケースワーク学習会	中高生の進学に関するケースワーク学習会	CW	8日	1H
50_宮前	11月	平成28年度新人新任職員研修(第13回)	母子(父子)世帯の母子加算について	新人・新任職員	25日	1H
50_宮前	12月	アルコールケアセンターたんぼぼ交流会	たんぼぼの活動内容、通所者の経験談	CW	2日	2H
50_宮前	2月	滞納債権基礎研修	滞納債権基礎研修	CW	22日、24日	1H
50_宮前	2月	・単身世帯被保護者死亡についてのあれこれ ・収入認定について	・単身世帯被保護者死亡についてのあれこれ ・収入認定について	CW	23日	1H
60_多摩	5月	新人・新任研修	・相談・申請から開始まで ・医療券・介護券発券について ・生活保護について ・援助方針と訪問調査 ・保護の実施 ・最低生活費の認定	新人・新任職員		
60_多摩	6月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	境界層証明について	新人・新任職員	7日	1H
60_多摩	6月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	課税調査について	新人・新任職員	7日	1H
60_多摩	6月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	収入認定について	新人・新任職員	10日	2H
60_多摩	6月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	健康管理支援と糖尿病の基礎知識	新人・新任職員	14日	2H
60_多摩	6月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	補講	新人・新任職員	23日	1H
60_多摩	6月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	年金制度について	新人・新任職員	28日	2H
60_多摩	7月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	障害年金制度について	新人・新任職員	8日	2H
60_多摩	7月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	三者協議及び病状調査について	新人・新任職員	12日	2H
60_多摩	7月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	経理・文書関係事務について	新人・新任職員	15日	2H
60_多摩	7月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	就労支援とハローワークの業務及び連携	新人・新任職員	26日、29日	2H
60_多摩	7月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	滞納債権関係	新人・新任職員	29日	2H

福祉事務所	実施月	研修名	科目名	対象者	実施日	時間
60_多摩	8月	多摩福祉事務所 CW研修	訪問調査について	CW	1日、2日、5日、8日、9日、10日	1H
60_多摩	8月	多摩福祉事務所 CW研修	戸籍について	新人・新任職員、調査事務非常勤職員	5日	
60_多摩	10月	多摩福祉事務所 CW研修	保護課向け女性相談研修	新人・新任職員	24日	2H
60_多摩	11月	多摩福祉事務所 CW研修	施設見学(だいJOBセンター、生活づくり支援ホーム下野毛)	新人・新任職員、希望者	25日	4H
60_多摩	12月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	年度末までの業務について	新人・新任職員	19日	0.5H
60_多摩	12月	多摩福祉事務所 新人・新任職員研修	援助方針・ケース記録について	新人・新任職員	19日	1.5H
60_多摩	1月	多摩福祉事務所 CW研修	施設見学(北部児童相談所、百合丘障害者センター)	新人・新任職員	24日	4H
70_麻生	4月	生活保護制度 新人・新任研修(第1回)	生活保護制度・保護課の業務について	新人・新任職員	1日、5日	1.5H
70_麻生	4月	生活保護制度 新人・新任研修(第1回)	生活保護制度・保護課の業務について(保健師向け)	保健師	28日	1.5H
70_麻生	5月	生活保護制度 新人・新任研修(第2回)	世帯類型別の自立支援と訪問調査	新人・新任職員	6日	1.25H
70_麻生	6月	生活保護制度 新人・新任研修(第3回)	生活保護法実施方針	新人・新任職員	3日	1.5H
70_麻生	7月	生活保護制度 新人・新任研修(第4回)	自立支援(就労支援)について	新人・新任職員	5日	1H
70_麻生	7月	生活保護制度 新人・新任研修(第4回)	自立支援(学習支援)について	新人・新任職員	5日	0.5H
70_麻生	8月	生活保護制度 新人・新任研修(第5回)	資産の活用について	新人・新任職員	3日	1H
70_麻生	8月	生活保護制度 新人・新任研修(第5回)	麻生区・市内の生活保護統計を読む	新人・新任職員	3日	0.5H
70_麻生	8月	生活保護制度 新人・新任研修(第6回)	地域みまもり支援センター 町会・自治会情報共有会議	新人・新任職員	29日	2.5H
70_麻生	10月	生活保護制度 新人・新任研修(第7回)	ハローワークでの就労支援について	新人・新任職員	4日	1H
70_麻生	10月	生活保護制度 新人・新任研修(第7回)	生活保護監査結果と後処理について	新人・新任職員	4日	0.5H

学習支援・居場所づくり事業の取組状況について

1 学習支援・居場所づくり事業の背景

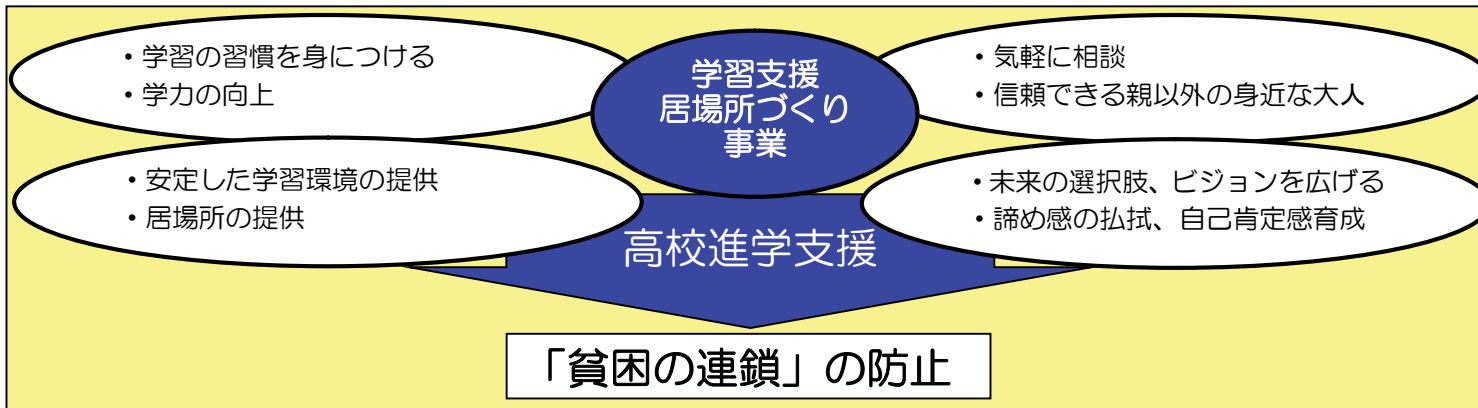
- 根拠法令等 生活困窮者自立支援法（H27 年度施行）
- 国庫補助 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業（補助率 1/2）
- 現 状
 - H27 文科省「学校基本調査」 H27.4.1 現在厚労省調べ 教育委員会「H27 教育調査統計資料」 H28 年度実績（自立支援室）
 - 高校等進学率 一般家庭 98.8%・生保受給世帯 92.8%【※川崎市：一般 98.4%・生保受給世帯：95.1%】
 - こどもの貧困率 大卒者 6.3%：高卒者 14.0%：中卒者（高校中退含む） 33.1%（世帯父親の最終学歴）
 - ※出典：首都大学東京教授 阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向：2012 年」貧困統計ホームページより
 - 生活保護受給世帯の連鎖率 約 25%
 - ※出典：関西国際大学道中教授による平成 19 年度の調査研究 より
- 実施箇所数 市内 11 箇所を実施。
- 事業内容 「貧困の連鎖の防止」に向けて、生活保護受給世帯の子どもたちの高校進学を支援するため、中学 1・2・3 年生を対象に実施。

●全国の状況	平成26年度(モデル実施)	平成27年度	平成28年度
実施自治体数	184 自治体	300 自治体	423 自治体
実施割合	20.4%	33.3%	47.0%

※厚生労働省平成28年度生活困窮者自立支援制度の実施状況調査集計結果より

2 学習支援・居場所づくり事業の概要

(1) 学習支援・居場所づくり事業の目的



(2) 学習支援・居場所づくり事業の実施箇所数の推移

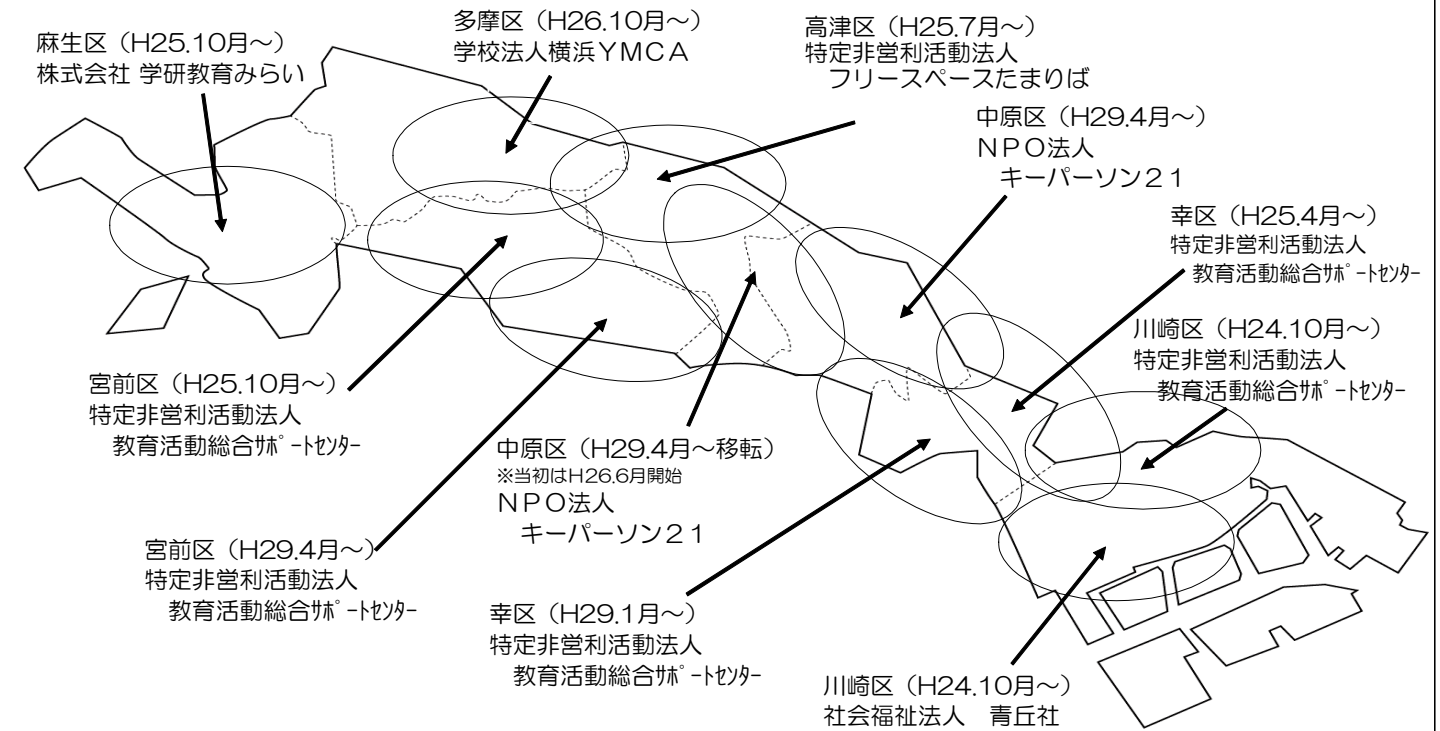
平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
2 箇所	6 箇所	8 箇所	8 箇所	9 箇所	11 箇所
川崎【H24.10】 大師・田島【H24.10】	幸【H25.4】 高津【H25.7】 宮前【H25.10】 麻生【H25.10】	中原【H26.6】 多摩【H26.10】		幸【H29.1】	中原【H29.4】 宮前【H29.4】

(3) 学習支援・居場所づくり事業実施状況比較

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
予算額	40,000千円	50,000千円	54,690千円
実施箇所数	8 箇所	9 箇所	11 箇所
対象生徒	原則中学3年生	中学1・2・3年生	中学1・2・3年生
利用回数(原則)	週2回	中学3年生：週2回 中学1・2年生：週1回	中学3年生：週2回 中学1・2年生：週1回

3 学習支援・居場所づくり事業の実施状況

(1) 学習支援・居場所づくり事業実施状況



(2) 学習支援・居場所づくり事業登録状況

学年	平成27年度		平成28年度		平成29年度			
	対象者数 ※4月時点	3月末 登録者数	学年	対象者数 ※4月時点	3月末 登録者数	学年	対象者数 ※4月時点	4月末 登録者数
中3	312人	90人	中3	313人	90人	中3	307人	80人
中2	315人	44人	中2	302人	64人	中2	274人	68人
中1	307人	5人	中1	273人	55人	中1	280人	49人
合計	934人	139人	合計	888人	209人	合計	861人	197人

(3) 学習支援・居場所づくり事業進路状況(H28)

中学3年生 最終登録状況	平成28年度										高校等 進学率
	進学先等										
	全日制	定時制	通信制	特別支援学校	専修学校						
90人	62人	68.89%	21人	23.33%	4人	4.44%	2人	2.22%	1人	1.11%	100.00%

4 生活保護受給世帯全体の中学3年生進路状況

(1) 世帯内訳及び進路状況 ※H29.4.1 時点

中学校 卒業生	世帯内訳				進学	高校等進学先内訳				就職	未就学 未就労
	母子 家庭	父子 家庭	両親 家庭	その他		全日制	定時制	通信制	その他		
304人	250人	13人	36人	5人	291人	185人	67人	20人	19人	0人	13人
卒業生304人 に対する割合	82.24%	4.28%	11.84%	1.64%	95.72%	60.86%	22.04%	6.58%	6.25%	0.00%	4.28%